

第2期豊岡市文化芸術振興計画

2023年3月

豊 岡 市



計画策定にあたって



本市は現在、急速に進む『人口減少』という大きな課題に直面しており、その要因は、若者の大幅な転出超過と未婚率の上昇に伴う出産適齢期の夫婦数の減少にあります。

若者の大都市への流出を食い止めるには、「豊岡に暮らしたい」と思い、「豊岡に暮らして良かった」と実感してもらう必要があります。

本計画は、その思いや実感を持ってもらうための、文化芸術分野の今後5年間の振興策を示すものです。

第1期計画の期間中である2018年度からの5年間には、豊岡演劇祭の開催や芸術文化観光専門職大学の開学といった、まちに新たな賑わいと変化が生まれました。

他方、若者ひいては市民全体に、文化芸術の持つ魅力が伝わり、広がっているかという点については、まだまだ不十分で道半ばの状況であると言えます。

第2期計画では、「豊岡で優れた文化芸術が創造され、発信されている」「子どもたちが優れた文化芸術に触れ、豊岡で世界と出会っている」といった柱となるものは引続き基本としながら、「芸術文化観光専門職大学との連携」など新たな要素を加え、文化芸術による市民や地域との交流に力点を置きました。

この計画の期間を通し、文化芸術の持つ力—豊かな感性を育むとともに、多様な人々との対話や価値観に触れることを通じ、共感と他者との違いを乗り越えていく力—とその魅力を、市民がより実感でき、「豊岡に暮らしたい」そして「豊岡に暮らして良かった」と思えるよう、まちづくりに生かしていきたいと考えています。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました皆さまに心から感謝を申し上げます。

豊岡市長 **関貫久仁郎**

目次

はじめに

第1期文化芸術振興計画を振り返って	1
-------------------	---

第1章 文化芸術振興計画の策定にあたって

第1節 文化芸術振興計画の趣旨等	2
第2節 対象となる文化芸術の範囲	3
第3節 文化芸術振興計画の位置づけ	4
第4節 文化芸術振興計画の期間	5

第2章 豊岡市の文化芸術の特性

第1節 現況	6
第2節 施設概要	8
第3節 文化芸術事業等	10
第4節 市民文化芸術活動	12
第5節 文化財	12

第3章 文化芸術振興の戦略目的と主要手段

第1節 戦略目的	13
第2節 主要手段	14
第3節 主要手段を実現するための具体的な手段	15
第4節 施策体系図	20

第4章 文化芸術振興の取組みの方向

第1節 取組みの方向	22
1 地域の歴史、伝統、文化が守られ、新しい工夫が加わり、引き継がれている	
2 優れた文化芸術が創造され、発信されている	
3 文化芸術による交流が盛んになり、豊岡の魅力が高まっている	
4 子どもたちが優れた文化芸術に触れ、豊岡で世界と出会っている	
第2節 長期的な視野からの文化芸術の推進について	28

第5章 文化芸術振興の推進

第1節 各主体の役割	29
第2節 計画の推進体制	30

【参考資料】

① 文化財	32
② 文化施設の再編の方向性	33
③ 豊岡の宝もの	34
④ 計画策定経過	35
⑤ 豊岡演劇祭2022開催結果	36
⑥ 新文化会館の概要	37
⑦ 法律（文化芸術基本法）	47
⑧ 平成28年度文化庁長官表彰	52

はじめに

第1期文化芸術振興計画を振り返って

本市では、2018年3月に「豊岡市文化芸術振興計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、2023年3月までの5年間、計画内の施策体系図に基づいて事業等を展開してきました。

計画期間中の5年間において、『豊岡演劇祭の開催』や『芸術文化観光専門職大学の開学』など、まちに新たな賑わいが生まれてきました。

また、城崎国際アートセンターで行っているアーティスト・イン・レジデンス事業、子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭『おんぷの祭典』などにより、市民が世界で活躍しているアーティストを知り、そのアートを体験する機会が増えています。

コロナ禍により、感染症対策の実施をはじめさまざまな制約を受け実施した事業や、残念ながら中止せざるを得なかった事業もありましたが、施策体系図に基づいた文化芸術事業を実施することにより、第1期計画の戦略目的である“文化芸術による「小さな世界都市」の実現”に向けて着実に施策を実行してきたと評価できます。

他方、市民への浸透という点では、不十分な点があり、魅力的な事業内容や効果的な広報戦略に課題が残りました。



2021年4月に開学した芸術文化観光専門職大学

第1章 文化芸術振興計画の策定にあたって

第1節 文化芸術振興計画の趣旨等

1 計画改定の趣旨

前述のとおり、本市ではこの5年の間に、文化芸術をめぐる諸施策・事業が展開されるとともに、まちの状況もさまざまに変化してきました。しかし“コロナ禍”も相まって、依然としてまちの人口減少に緩和の兆しが見られず、“文化芸術による「小さな世界都市」の実現”への歩みはまだ道半ばの状況であるといえます。

このような中であって、「文化芸術」の持つ力が、地域振興やまちづくり、観光など、さまざまな分野に多くの効果をもたらすことについて、徐々に注目が集まりつつあることも確かです。

これらを踏まえ、今回計画を改定するにあたり、柱となる第1期計画の目的と理念及びそれに基づく諸施策・事業の展開が引続き重要であるとの観点から、第1期計画後の状況の変化を踏まえた見直し（時点修正）を行うことにより、2023年度から2027年度までの5年間を計画期間とする「第2期豊岡市文化芸術振興計画」（以下「本計画」）を策定し、文化芸術振興施策を推進していくこととします。

2 文化芸術関係年表

年度	できごと
2008	現存する近畿最古の芝居小屋「出石永楽館」復原
2012	「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」制定
2014	アーティスト・イン・レジデンス施設「城崎国際アートセンター」オープン
2015	第1期地方創生総合戦略策定（人口減少の緩和と緩和策を通じた地域活力の維持）
2016	「豊岡アートシーズン」スタート、文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）
2017	「豊岡市文化芸術振興計画（第1期計画）」策定
2018	新文化会館建設決定（豊岡市民会館および出石文化会館のホール機能統合）
2020	第1回となる豊岡演劇祭（『豊岡演劇祭2020』）開催／第2期地方創生総合戦略策定 ／旧豊岡市商工会館を改修した民間立の劇場「江原河畔劇場」オープン
2021	芸術文化観光専門職大学開学
2022	第2期「豊岡市文化芸術振興計画（本計画）」策定
2026	新文化会館オープン（予定）

第2節 対象となる文化芸術の範囲

本計画における「文化芸術」の範囲は、原則として「文化芸術基本法（文化芸術振興基本法の一部を改正する法律）」に例示されている芸術、メディア芸術、伝統芸能などを対象とします。

ただし、領域の隣接する「観光」や「まちづくり」、「地場産業」などの諸分野との緊密な連携を要する場合には、それぞれの分野を対象とする本計画との整合を図るものとしします。

【参考】文化芸術基本法における文化芸術の範囲

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物及びレコード等	
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

【参考】文化芸術基本法 第2条第10項

文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

第3節 文化芸術振興計画の位置づけ

1 文化芸術基本法との関係

本計画は「文化芸術基本法 第7条の2」に基づいて策定します。

【参考】文化芸術基本法 第7条の2 抜粋

市町村の教育委員会（その長が管理し執行する団体はその長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

2 豊岡市基本構想・豊岡市地方創生総合戦略との関係

本計画を「豊岡市基本構想」を上位計画とする分野別計画の一つに位置付けます。

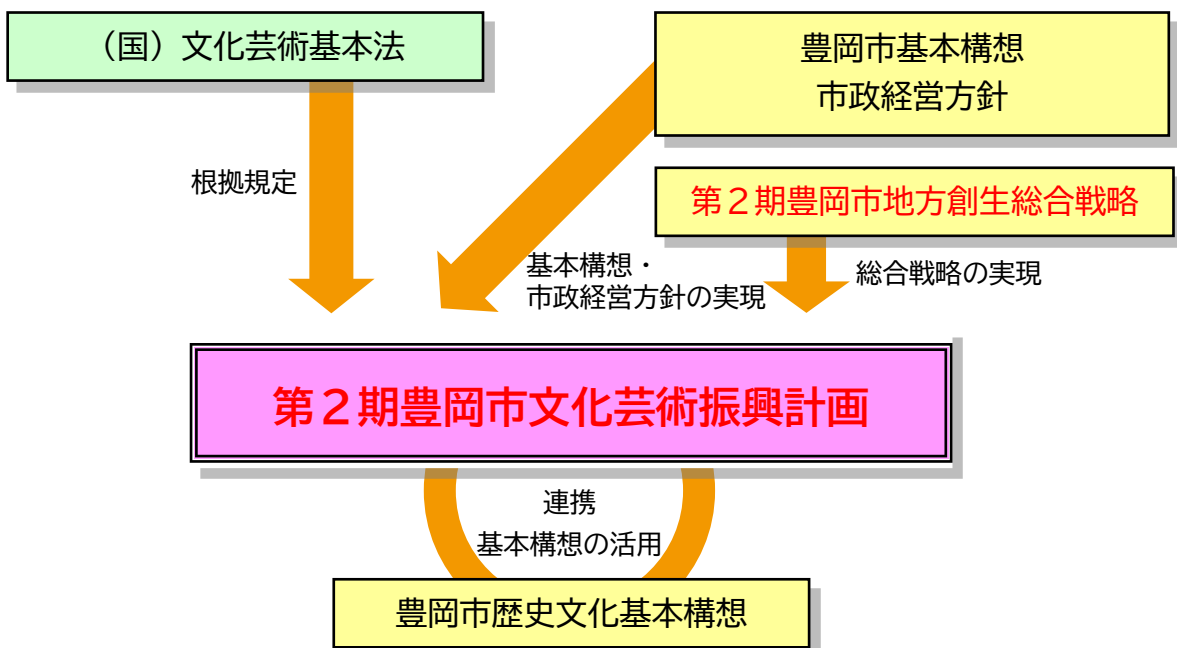
また、「第2期豊岡市地方創生総合戦略」に定める目標達成のための実施計画の一つとしても位置付けます。

3 他計画との関係

本計画は、本市の「豊岡市歴史文化基本構想」とも連携を図ります。

ただし、本計画は5年の期間での施策や事業を定める計画であり、「歴史文化基本構想」は10年の期間での文化財等の保存と活用の方向性を定める構想であるため、必ずしも同じ対象を扱うものではありません。よって原則として、本計画では文化芸術振興全般について独自の方針を定め、「歴史文化基本構想」で整理した文化財等の分野での文化芸術の振興に活用する際に、「歴史文化基本構想」との連携を図るものとしします。

■文化芸術振興計画の位置づけ



第4節 文化芸術振興計画の期間

本計画は、2023年度から2027年度までの5年間の計画とします。

計画期間中にも社会情勢の変化や事業の進捗状況などを踏まえて、内容を柔軟に見直していくものとします。

■計画の期間

2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
第1期豊岡市文化芸術振興計画						第2期豊岡市文化芸術振興計画				
豊岡市歴史文化基本構想										次期構想
豊岡市基本構想 ～2029年度										
前期市政経営方針				中期市政経営方針				後期市政経営方針		
豊岡市地方創生総合戦略			第2期豊岡市地方創生総合戦略							



烏丸ストロークロック『但東さいさい』（『豊岡演劇祭2022』）

第2章 豊岡市の文化芸術の特性

第1節 現況

豊岡市では、少子高齢化が進行しています。

2020年の国勢調査によると、本市の人口は77,489人であり、年齢階級別人口は、年少人口（0～14歳）が12.3%、生産年齢人口（15～64歳）が53.2%、老年人口（65歳以上）が34.4%です。2015年の前回調査と比較すると、年少人口は0.7ポイント、生産年齢人口は2.1ポイント減少しています。

加えて、15～24歳の若者の大幅な転出超過と、未婚率の上昇による出産適齢期の夫婦の数の減少が主要因と考えられる人口減少も進んでいます。

よって、人口減少対策のひとつとして、文化芸術振興により地域の人と人のつながりを長期的に育て、地域の活力を高め、「おもしろいまち」へと転換していくことなどが求められています。

市域の文化施設等の配置状況

本市は兵庫県の北東部に位置し、2005年4月に1市5町（豊岡市・城崎町・竹野町・日高町・出石町・但東町）の合併により誕生した市です。兵庫県下では、最大の面積を持ちます。

◆豊岡地域

コウノトリ野生復帰の拠点であり、円山川の豊かな自然を礎とする柳行李から発展した日本を代表する鞆の産地。

◆城崎地域

温泉が古くから文人墨客に愛された、情緒豊かな町並みと「にっぽんの温泉100選」にも選ばれた城崎温泉を有する。

◆竹野地域

北前船の寄港地としての歴史があり、「日本の渚百選」にも選ばれた竹野浜海岸を有する。

◆日高地域

冒険家・植村直己のふるさと。神鍋高原と清流を活かした自然を体験できる交流拠点。

◆出石地域

歴史と伝統的な町並みを感じることができる城下町。明治期の芝居小屋「出石永楽館」は地域文化の創造発信拠点。

◆但東地域

豊かな自然にふれ、農家民宿、但東シルク温泉やまびこなど訪れる人が「温もり」を実感できる交流拠点。

※本市は、地域ごとに多様な文化や伝統を有しており、文化施設や個々の文化団体等が各地域に分散して設置されている傾向にあります。

■主なホール機能を持つ文化施設の配置状況



■主な博物館・資料館の配置状況



第2節 施設概要

豊岡市では、文化会館や博物館などの多様な文化施設を拠点として、それぞれ独自の文化活動を展開しています。また、これらの施設管理のあり方についても、検討を進めています。

2016年度には「豊岡市公共施設等総合管理計画」を策定し、本市の保有する公共施設等を最適に維持管理し、有効活用を図るための取組みである、公共施設マネジメントの推進方針を定めました。

また、計画的な公共施設の再編・再整備を推進するため、その実施計画である「豊岡市公共施設再編計画」を策定しました。（※詳細「参考資料② 文化施設の再編の方向性」）

【施設の現況】

1 城崎国際アートセンター

■利用状況

※コロナ禍の影響が大きいため、2019年度の数値を記載しています

事業		2019年度利用状況
(1)	滞在アーティスト・団体 滞在者数	328人
(2)	地域交流プログラム（試演会、公開稽古等）	807人
(3)	主催事業	1,534人
(4)	共催事業	483人
2019年度アーティスト・イン・レジデンス プログラム選考		
(5)	①応募件数	80件 （23カ国）
	②採択件数	17件 （6カ国）
(6)	視察受入	78件 445人

※アーティスト・イン・レジデンス：芸術家が地域に滞在して作品の制作やリサーチ活動を行うこと

2 主な市内文化施設の概要

■ホール機能を持つ文化施設

地域	施設名	管理	建築年	収容人数	2019年度利用者数	備考
豊岡	豊岡市民会館※	直営	1971	1,118人	31,833人	※2026年度廃止予定
	豊岡市民プラザ	指定管理	1998	294人	31,213人	
城崎	城崎国際アートセンター	直営	1983	500人	※上記掲載	
日高	日高文化体育館	指定管理	1987	780人	27,652人	
出石	出石永楽館（県指定文化財）	指定管理	2008 ^(復原)	368人	25,622人	
	出石文化会館※	直営	1994	412人	－	※2018年8月廃止
但東	但東市民センター	直営	1994	248人	2,895人	

■博物館・美術館・資料館

地域	施設名	管理	建築年	2019年度 利用者数	概要
豊岡	コウノトリ文化館	指定管理	2000	202,230人	コウノトリも住める豊岡の自然、文化、農業等の取り組みを紹介
城崎	城崎文芸館	指定管理	1996	6,411人	志賀直哉、島崎藤村など城崎ゆかりの文化人の作品、原稿、書画等を展示
	城崎麦わら細工伝承館	指定管理	1921	7,061人	城崎麦わら細工の多種多様な作品を蔵造りの建物に展示
竹野	竹野川湊館（旧住吉屋歴史資料館）	指定管理	歴史的建築物	7,450人	江戸時代の屋敷を修復し歴史資料と竹野出身の書家・仲野光成の作品を展示
日高	植村直己冒険館	指定管理	1994	17,714人	日高出身の世界的冒険家・植村直己の記念館。装備や愛用品を展示
	歴史博物館「但馬国府・国分寺館」	直営	2005	6,087人	国史跡の但馬国分寺跡、但馬国府に隣接した場所に建てられた博物館で出土品を収蔵展示
出石	美術館「伊藤清永記念館」	直営	1989	6,583人	出石出身の洋画家・伊藤清永画伯の記念館。代表作や豊岡ゆかりの芸術家の作品を展示
	出石家老屋敷	指定管理	市指定文化財	17,354人	江戸時代の武家屋敷に出石大名行列の諸道具等を展示
	出石明治館	指定管理	市指定文化財	3,533人	旧郡役所に、出石の偉人や歴史的人物の紹介や品々を展示
	出石史料館	指定管理	市指定文化財	6,016人	明治期に建築された旧福富家の町屋に仙石氏、小出氏伝来の品々を展示
	出石加藤弘之生家	直営	市指定文化財	171人	東京大学の初代総理（総長）加藤弘之の生家
但東	日本・モンゴル民族博物館	直営	1996	10,244人	モンゴル民族の移動式住居や狩猟道具、楽器等のほか、但東の民俗資料を展示
	東井義雄記念館	直営	1994	746人	日本のペスタロッチャーと呼ばれた東井義雄の足跡等を展示

第3節 文化芸術事業等

豊岡市は、豊岡にいながらにして一流の文化芸術に触れられる環境をつくるため、地域の特色を生かした文化芸術活動など、さまざまな文化事業を行っています。

2017年3月には、先進的な取組みが評価され、平成28年度文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）を受賞しました。（※詳細「参考資料⑧平成28年度文化庁長官表彰」）

【特徴的な文化芸術事業・取組み】

(1) 「豊岡アートシーズン」による合併後のアイデンティティ形成

「豊岡アートシーズン（文化芸術創造交流事業）」とは、2016年度に文化庁の「文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業」の助成を受けてスタートした事業です（現在は文化庁「文化芸術創造拠点形成事業」の助成を受けて継続）。

2005年の市町合併以来、各部署・施設がそれぞれで広報していた、各地域の特徴・資源を活かした多彩な文化芸術プログラムを一体的に広報することにより、豊岡でしか体験できないことを可視化・共有化し、合併後のアイデンティティ形成に寄与する取組みです。

<2022年度に「豊岡アートシーズン」として一体的に広報した事業または実施事業>

- ◆とよおかアート縁日
- ◆子ども参加型演劇『サンタクロース会議』
- ◆出石永楽館狂言鑑賞教室
- ◆お出かけ訪問コンサート（和太鼓）
- ◆子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭～第8回おんぷの祭典～
- ◆豊岡ブラスフェスタ2022
- ◆劇の学校（小学生ダンスワークショップ、中・高生演劇入門ワークショップ等）
- ◆ふれあいこどもまつり
- ◆市民演劇プロジェクト2022「新しい涙」
- ◆城崎国際アートセンター コミュニティプログラム2022
- ◆第73回豊岡市美術展
- ◆第26回伊藤清永賞子ども絵画展
- ◆ホール施設自主事業
- ◆アーティスト・イン・レジデンス事業（城崎国際アートセンター）
- ◆博物館・美術館自主事業
- ◆博物館、美術館共同事業（出前授業）
- ◆公募プログラム（市民の文化芸術活動） 他全86事業

(2) 演劇的手法を用いたコミュニケーション教育の推進

豊岡市では2015年度から、演劇的手法を取り入れた授業をはじめとするコミュニケーション教育を導入し、2017年度からは市内すべての小・中学校で実施しており、豊岡の子どもたちのコミュニケーション能力の向上につながっています。

(3) 地方創生の拠点としての「城崎国際アートセンター」

2014年に城崎温泉にオープンした、舞台芸術を中心とするアーティスト・イン・レジデンス施設であり、豊岡市の掲げる「文化芸術による地方創生」の中核施設です。3か月まで無料で24時間滞在制作ができ、地域交流プログラムとして試演会や公開稽古、ワークショップやアウトリーチ※にも取り組んでいます。

※アウトリーチ：アーティストや文化施設などが地域の学校に出張してイベントやコンサートを行うこと

(4) 「豊岡市芸術文化参与」の設置

就任者 平田オリザ氏（劇作家・演出家、現・芸術文化観光専門職大学学長）

就任日 2015年4月1日～

職務 ・豊岡市の芸術文化政策の基本戦略についてのアドバイス
・地方創生の柱の一つである最先端の芸術文化による若者の誘引戦略についてのアドバイス 等

(5) 芸術文化観光専門職大学との連携

芸術と観光分野を中心とした但馬で初めての4年制大学、芸術文化観光専門職大学が2021年4月に開学しました。

児童・生徒のコミュニケーション教育を進め、多様な価値観と自己決定力を身につけた次世代を育成、また、同大学で学んだ学生が、引き続き本市で働き・定住できるような地域一体型の取組みを進めます。

(6) 芝居小屋「出石永楽館」の再生を核とした出石地域の活性化

1964年に閉館した「出石永楽館」が、20年間にわたる復原への市民活動により大改修が実現し、2008年に復活しました。

現在では、現存する近畿最古の芝居小屋として人気を集め、歴史的景観を生かした出石のまちづくりの中核施設となっています。

(7) 施設間連携の推進と専門人材の活用

会議体「豊岡市文化芸術連携会議」を設置し、文化芸術関係部署・施設の連携を深めるとともに、豊岡市芸術文化参与をはじめとする専門人材の知見を今後の文化芸術施策の展開に活かす取組みです。

第4節 市民文化芸術活動

豊岡市では、多数の市民が参加している文化団体の多種多様な文化芸術活動や、豊岡市民プラザなどの文化施設を活用して市民主体の芸術文化の創作活動が展開されています。

その活動は、文化芸術振興のみならず、地域の文化交流を通して地域づくりや地域コミュニティの活性化にもつながっています。

第5節 文化財

豊岡市の文化財は、日本海・円山川や火山などの「自然の恵み」と、市民・来訪者双方の「人の営み」を基盤として作りだされ、育み、受け継がれてきました。

これらの文化財は、本市の歴史や文化を正しく理解する上で欠くことのできない貴重な財産になるとともに、地域の魅力を発信するための資源ともなります。

そのため、2016年度には「豊岡市歴史文化基本構想」を策定し、本市の文化財行政の基本的な指針として、文化財保護施策や文化財を活用したまちづくりを、一貫性をもって進めます。

【「豊岡市歴史文化基本構想」の概要】

本市の歴史文化の特色を物語る上で欠くことのできない文化財や、まちづくりのための資源として積極的に活用していく歴史文化遺産を「豊岡の宝もの」と位置づけます。

「豊岡の宝もの」を義務感や使命感だけで守ることは、市民にとって負担となることもあります。よって、基本理念・基本方針としては、「豊岡の宝もの」の中に“楽しみ”を見いだし、発信していくことによって、結果として、市民が豊岡市の歴史文化の価値を共有し、

「豊岡の宝もの」を活かしながら地域の活性化へと展開していきます。（※詳細「参考資料(3)豊岡の宝もの」）

【文化芸術振興における自然・歴史文化資源の活用】

本計画は文化芸術振興を目的としており、文化財や自然景観などの保存や活用については、上述の「歴史文化基本構想」が進める対象となります。（※参照「第1章第3節3他計画との関係」）

地域での文化芸術を活性化するにあたっては、その前提としての自然・歴史文化資源が地域に存在することは極めて重要です。例えば、世界各国から「城崎国際アートセンター」を訪れるアーティストの創作活動には、豊岡市の美しい景観に刺激を受けた作品も増えています。

本計画では「歴史文化基本構想」に基づき、「豊岡の宝もの」を活かす工夫に努め、計画推進における相互の連携をし、文化芸術の推進を図ります。

第3章 文化芸術振興の戦略目的と主要手段

第1節 戦略目的

戦略目的の設定

豊岡市は、「小さな世界都市－Local & Global City」の実現に向けてまちづくりを進めてきました。

「小さな世界都市」とは、「人口規模は小さくても、ローカルであること、地域固有であることを通じて世界の人々から尊敬され、尊重されるまち」を意味します。

グローバル化によって世界の文化が画一化されていく中で、地域固有の文化資源を守り活かすことで新たな価値を生み出すことが大切です。豊岡だからこそ体験できる文化芸術の創造・発信を進め、世界に通用する質の高い「ローカル」を磨くことが、世界で輝くチャンスとなります。

一方、若者が地方から大都市へ流出する背景として、「豊岡で暮らしたい」と思われていないのが考えることができます。文化芸術の持つ力でまちの魅力を磨きあげ、豊岡に暮らすことの価値を高めることで、その結果、人口減少を緩和する効果が期待できます。

以上のように、豊岡で優れた文化芸術を創造しその魅力を発信することを通じ、世界の人々から尊敬され、尊重されるまちを目指し、その取組みを地方創生の核となる若い世代を中心に伝えていくことで人口減少対策にも資することから、戦略目的を《文化芸術による「小さな世界都市」の実現》と定めます。

戦略目的：文化芸術による「小さな世界都市」の実現



パフォーマンス・ツーリズム「城崎温泉ダンス旅」コウノトリダンス！いいね！（2015）

第2節 主要手段

1 主要ターゲットと手段の設定

本計画は人口減少対策にも資することから、地方創生の核となる若い世代を主要ターゲットとします。文化芸術の質を転換することで、若い世代に豊岡で暮らすことの価値が認められ、その暮らしが選ばれるまちづくりを目指します。

【戦略目的達成のための主要ターゲット】

- ◆地方創生の核となる次世代を担う子どもたち
- ◆高校生をはじめとする若い世代（U I ターン希望者を含む）
- ◆子育て世代

本計画に基づく施策を推進するにあたり、戦略目的《文化芸術による「小さな世界都市」の実現》を達成するための条件として、次の4つの主要手段の達成を目指します。

【主要手段】

- ①地域の歴史、伝統、文化が守られ、新しい工夫が加わり、引き継がれている
- ②優れた文化芸術が創造され、発信されている
- ③文化芸術による交流が盛んになり、豊岡の魅力が高まっている
- ④子どもたちが優れた文化芸術に触れ、豊岡で世界と出会っている

2 主要手段の実施体制

豊岡市の基本構想及び市政経営方針との整合性を図りながら計画を実施します。

主要手段の推進にあたっては、「第4次とよおか教育プラン」や「豊岡市大交流ビジョン」など、他の計画等とも連携しながら取り組んでいきます。

第3節 主要手段を実現するための具体的な手段

具体的な手段の設定

4つの主要手段を実現するために、それぞれの手段につき2つの具体的な手段を以下のように設定し、達成すべき状態を明確にします。

8つの具体的な手段に関連する施策に取り組むことにより、若い世代を主なターゲットとして、文化芸術の質的転換がされた状態が達成されることとなります。

■主要手段を実現するための具体的な手段

主要手段	具体的手段	手 段 の 内 容
①		地域の歴史、伝統、文化が守られ、新しい工夫が加わり、引き継がれている
	- 1	伝統的な町並みなどが大切にされ、活用されている
	- 2	地域の資源が発掘され、つながり、連携が強まっている
②		優れた文化芸術が創造され、発信されている
	- 1	優れた文化芸術に身近に触れている
	- 2	豊岡の優れた文化芸術が内外に知られている
③		文化芸術による交流が盛んになり、豊岡の魅力が高まっている
	- 1	文化芸術による交流を通して、文化芸術に携わる人が増えている
	- 2	文化芸術による交流を通して、多様性を受け入れ、支え合う気風がまちに満ちている
④		子どもたちが優れた文化芸術に触れ、豊岡で世界と出会っている
	- 1	子どもたちが優れた文化芸術に身近に触れている
	- 2	豊かな表現力を身に付けた子どもたちが増えている

主要手段① 地域の歴史、伝統、文化が守られ、新しい工夫が加わり、引き継がれている

主要手段①においては、「新しい工夫を加える」という点を重視し、引き続き従来からある文化資源を活用して、先進的な取組みを行います。（※参照P12「第2章第5節 文化財」）

主要手段①に基づく施策としては、たとえば文化芸術による地域の活性化につながる事業などが考えられます。具体例としては、地域の歴史や伝統文化を基にした新たな芸術が創作され、地域住民がそれに触れることを通じて、地域の活性化と歴史に対する再認識につながる事業などが挙げられます。

具体的手段①-1 伝統的な町並みなどが大切にされ、活用されている

グローバル化の進展により、世界は急速に同じ顔になりつつあります。逆に、ローカルであること、地域固有であることが世界で輝くチャンスにつながります。また、デジタル化が進むことで世界との距離は急速に縮まってきています。もちろん豊岡市のような小さなまちでも、世界の人々と直接つながることが可能になってきました。「出石永楽館の復原」「玄武洞を拠点とする山陰海岸ジオパーク」「城崎温泉の町並み」「竹野の焼き杉板の町並み」「神鍋高原」「安国寺のドウダンツツジ」など、国内外から多くの来訪者を迎えています。

世界で輝く資源とチャンスは、まだ私たちの足元に多くあり、今後も世界に通用する質の高い「ローカル」を磨いていきます。

本計画と連携して推進する「豊岡市歴史文化基本構想」においては、自然・歴史・文化資源を「豊岡の宝もの」と定義し、市民が楽しみながら「豊岡の宝もの」を発見し、学び、育み、活かし、広げることを基本方針としています。

具体的手段①-2 地域の資源が発掘され、つながり、連携が強まっている

インバウンドをはじめ豊岡を訪れる人が増加している中で、名所旧跡のみならず、私たちにとって「普通」の景観や暮らしが外部の人々を惹きつけるようになっていきます。地域の自然・歴史・伝統・文化など受け継いできたものの中に、新たな資源を見いだすことができるとともに、個々の資源をつなげることにより、新たな価値を生み出すこともできます。

来訪者の市内での滞在日数と時間を増やすためにも、地域固有の資源をさらに磨き、つながりを強化することは極めて有効な方策です。

主要手段② 優れた文化芸術が創造され、発信されている

主要手段②に基づく施策としては、地方創生の拠点としての文化芸術に関わる事業の推進などが考えられます。具体例としては、城崎国際アートセンターに、国内はもとより世界中から優れたアーティストが来訪し滞在制作を行う「アーティスト・イン・レジデンス」事業が挙げられます。今後は主要手段①との関連を念頭に、より地域住民とのつながりを重視した取組みを行っていきます。

具体的手段②-1 優れた文化芸術に身近に触れている

市民の心の豊かさやまちの魅力・活力を高めるために、アーティストを積極的に受け入れ、地域住民との交流を通して文化芸術を創造し、誰もが文化芸術に気軽に触れて楽しむことのできるまちづくりを推進します。

各文化施設の位置付け（鑑賞・交流・創造）を明確にするとともに、市内全域で優れた文化芸術に触れられるということに重点を置き、例えば、城崎国際アートセンターの滞在アーティストによる地域交流プログラムが市内の他の施設でも体験できるなど、アウトリーチによる文化芸術の体験機会の充実に努めます。

具体的手段②-2 豊岡の優れた文化芸術が内外に知られている

市の文化芸術事業の魅力や地方創生の核となる若い世代を中心に伝えるため、情報発信のあり方を検討します。また、観光分野との連携を図り、効果的な情報発信に努めます。

例えば、市内の文化施設や観光資源の特徴を活かし実施している多彩なジャンルの文化芸術プログラムを一体的に広報する「豊岡アートシーズン」などがあります。今後は、市民の活動も含めた、豊岡の文化芸術の総合的な広報について検討し、まちの魅力をより高め、それが内外に知られる取組みを進めていきます。

主要手段③ 文化芸術による交流が盛んになり、豊岡の魅力が高まっている

主要手段③に基づく施策としては、将来的な中間支援組織の育成も見据え、文化芸術に関わる若い世代の人材確保・育成などが挙げられます。

育った人材が主体となった交流機会の増加に努めるとともに、参加する市民の輪が広がり、多くの人が文化芸術による交流を楽しんでいる状態を目指します。

具体的手段③-1 文化芸術による交流を通して、文化芸術に携わる人が増えている

優れた文化芸術の企画及び情報発信については、それを支える人材の育成が不可欠となっています。芸術文化観光専門職大学との連携により、文化芸術及び観光に携わる人材の育成につなげ、将来的に豊岡に住み、文化芸術に携わる人を増やすことを目指します。

また、文化芸術に関わるコーディネーターとなり得る人材の確保・育成を進めます。

具体的手段③-2 文化芸術による交流を通して、多様性を受け入れ、支え合う気風がまちに満ちている

文化芸術を通じて、地域が多様な人々から成立していることを理解し、命への共感に基づいて、違いを受け入れ、共生していくことのできるまちづくりを進めます。こうした共感を育みながら違いを乗り越えていく習慣が根付けば、それがまちや組織の活力になると考えます。

主要手段④ 子どもたちが優れた文化芸術に触れ、豊岡で世界と出会っている

主要手段④に基づく施策としては、「子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭（『おんぷの祭典』）」があります。そこでは子どもたちが、世界で活躍する音楽家と触れ合う機会を通じ、豊岡に居ながらにして世界とつながることができます。

具体的手段④-1 子どもたちが優れた文化芸術に身近に触れている

子どもたちが幼少のころから質の高い文化芸術に触れることは、真の情操教育に資するとともに、幅の広い視点から自分とは異なった人々や物事に思いをはせる想像力を育むことができます。

また、これらの体験を通じ「地域への愛着を育む」という観点も重視します。豊岡の文化的な魅力を伝えることで、このまちで暮らすことの価値を認め、将来、豊岡で暮らしたいと考える若い世代が育つことが期待されます。

さらには、子どもと保護者が一緒に文化芸術を鑑賞できる機会を増やすことにより、家族のつながりの強化にも寄与します。

具体的手段④-2 豊かな表現力を身に付けた子どもたちが増えている

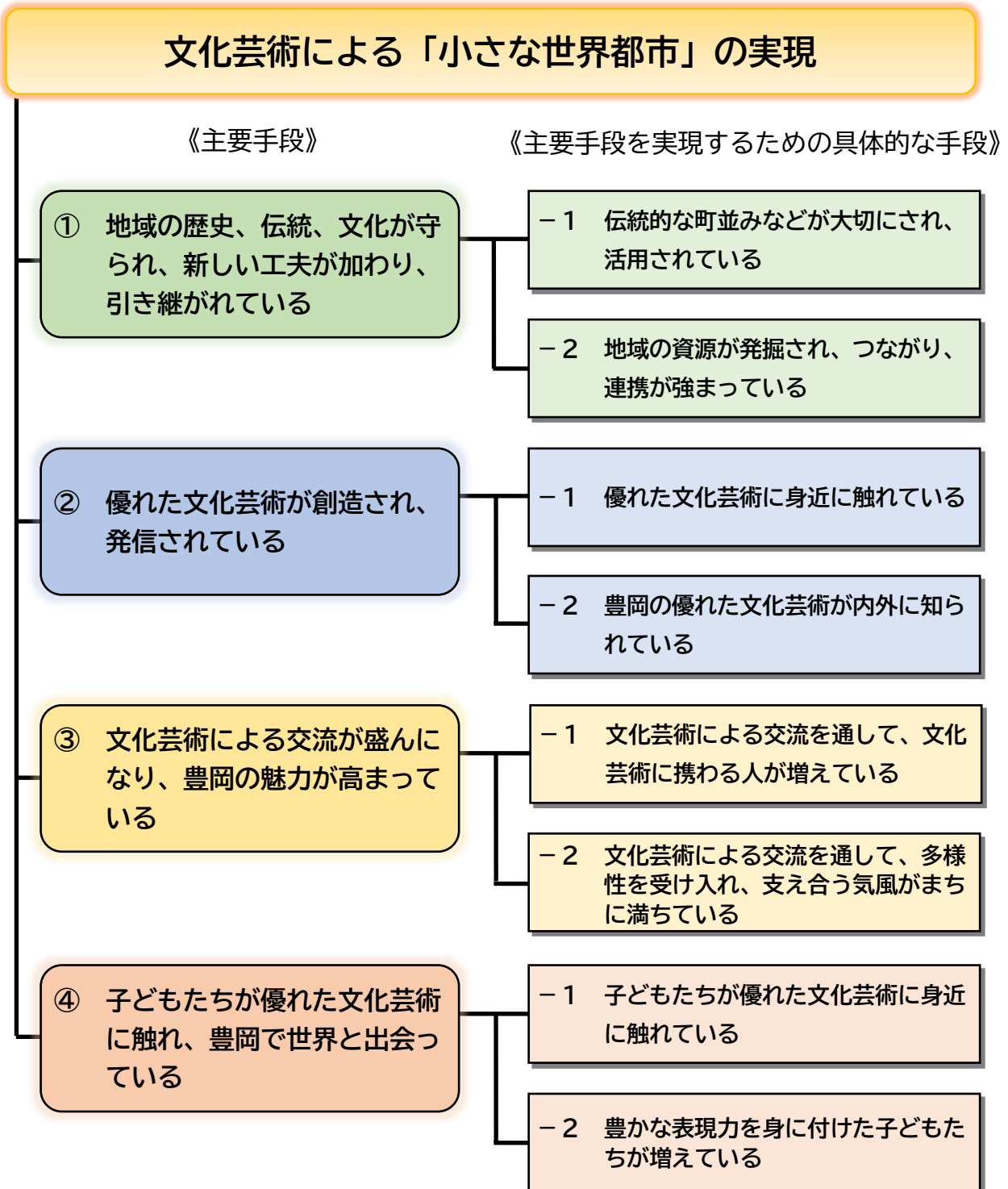
子どもたちの他者理解と基礎的なコミュニケーション能力の育成を図るため、第4次とよおか教育プランに基づき、教育委員会と連携しながら「コミュニケーション教育」の推進に資する事業を実施します。たとえば、体験型・ワークショップ形式の文化芸術事業を通じて、コミュニケーション能力をはじめ、表現力や合意形成力を育てます。

第4節 施策体系図

本計画の戦略目的・主要手段と、主要手段を実現するための具体的な手段とをまとめた施策体系図は以下のとおりです。

■施策体系図

《戦略目的》



施策体系図に沿って本計画を推進することで、「第2期地方創生総合戦略」に対応して、文化芸術により本市の魅力を高め、人口減少の緩和などの効果を視野に入れます。

また、すべての手段において、芸術文化観光専門職大学との連携を強化し、取組みの深化を図るとともに、歴史・文化・自然遺産など「歴史文化遺産」の地域別活用を進めるにあたっては、「豊岡市歴史文化基本構想」に基づき文化資源の活用に努めます。

■施策体系図・取組みの方向

主要手段	具体的手段	取 組 み の 方 向
①		地域の歴史、伝統、文化が守られ、新しい工夫が加わり、引き継がれている
	- 1	伝統的な町並みなどが大切にされ、活用されている ◆「豊岡市基本構想」の主要手段2及び「豊岡市歴史文化基本構想」の取組みに基づき事業を進めます
	- 2	地域の資源が発掘され、つながり、連携が強まっている ◆「豊岡市基本構想」の主要手段2及び「豊岡市歴史文化基本構想」の取組みに基づき事業を進めます
②		優れた文化芸術が創造され、発信されている
	- 1	優れた文化芸術に身近に触れている ◆豊岡だからこそ体験できる文化芸術の重点支援 ◆世界レベルのアーティストとの交流機会の充実 ◆アウトリーチによる鑑賞及び体験機会の充実
	- 2	豊岡の優れた文化芸術が内外に知られている ◆情報発信のあり方の検討 ◆若者をより意識した広報戦略の推進 ◆若い世代とともにつくる文化芸術の情報発信
③		文化芸術による交流が盛んになり、豊岡の魅力が高まっている
	- 1	文化芸術による交流を通して、文化芸術に携わる人が増えている ◆文化芸術を支える人材育成の推進
	- 2	文化芸術による交流を通して、多様性を受け入れ、支え合う気風がまちに満ちている ◆文化芸術による多様性を受け入れ、支え合う気風の醸成
④		子どもたちが優れた文化芸術に触れ、豊岡で世界と出会っている
	- 1	子どもたちが優れた文化芸術に身近に触れている ◆優れた文化芸術の鑑賞機会の充実
	- 2	豊かな表現力を身に付けた子どもたちが増えている ◆体験型文化芸術事業の鑑賞機会の充実

第4章 文化芸術振興の取組みの方向

第1節 取組みの方向

1 地域の歴史、伝統、文化が守られ、新しい工夫が加わり、引き継がれている

- (1) 伝統的な町並みなどが大切にされ、活用されている
- (2) 地域の資源が発掘され、つながり、連携が強まっている

「豊岡市基本構想」の主要手段2及び「豊岡市歴史文化基本構想」の取組みに基づき事業を進めます。



豊岡地域：震災復興建築群



城崎地域：城崎温泉の町並み



竹野地域：焼杉板を利用した町並み



出石地域：重要伝統的建造物群保存地区

2 優れた文化芸術が創造され、発信されている

(1) 優れた文化芸術に身近に触れている

ア 豊岡だからこそ体験できる文化芸術の重点支援

「城崎国際アートセンター」で創作されるアート作品、地域の誇りである「出石永楽館」での質の高い歌舞伎鑑賞など、豊岡だからこそ体験できる優れた文化芸術の鑑賞及び体験機会の充実を図ります。

イ 世界レベルのアーティストとの交流機会の充実

アーティスト・イン・レジデンス地域交流プログラムや、豊岡演劇祭、おんぷの祭典など、世界レベルのアーティストと市民との交流や、参加及び体験機会の充実を図ることで、本市の市民レベルを含めた文化芸術全体のレベルを高め、文化芸術に関わる人たちや組織の層を厚くしていく効果が期待できます。

ウ アウトリーチによる鑑賞及び体験機会の充実

豊岡市は市域が広く、文化施設や個々の文化団体等が点在しており、特定の地域でイベントなどがあっても参加しにくい傾向が指摘されています。よって「アウトリーチ」に積極的に取り組み、城崎国際アートセンターの滞在アーティストによる地域交流プログラムなどに市内の施設や各地域で鑑賞及び体験できるなど、市民が優れた文化芸術に触れる機会の充実を図ります。

■具体的施策例

整理番号	施策・事業名	担当課
1	世界的なアーティストのアウトリーチによる鑑賞機会の充実	大交流課
2	世界的なアーティストによるワークショップ	大交流課
3	アーティスト・イン・レジデンス地域交流プログラムの実施	大交流課
4	城崎国際アートセンター自主事業他	大交流課
5	国内外から様々なアーティストが参加する「豊岡演劇祭」の実施	大交流課
6	子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽会「おんぷの祭典」の実施	生涯学習課

(2) 豊岡の優れた文化芸術が内外に知られている

ア 情報発信のあり方の検討

市内で開催されているアートイベントを一体的に広報している「豊岡アートシーズン」を春夏号、秋冬号として年2回発行し、情報発信しています。本計画は、地方創生の核となる若い世代をより意識し、豊岡市で創造される優れた文化芸術の情報発信や、従来市の広報を中心に広く市民に魅力ある文化芸術の情報を発信する目的があります。情報を伝えるターゲットをより明確にすることで、情報発信の内容、手段等の改善を図っていきます。また、広報戦略については、関連部署との連携を図り実施します。

イ 若者をより意識した広報戦略の推進

情報発信については、地方創生の核となる若い世代をより意識し、効果的な媒体作成と告知に努めます。

豊岡でしか体験できない文化芸術を積極的に発信し、内外から人を惹きつける取組みを進めます。

ウ 若い世代とともにつくる文化芸術の情報発信

若い世代と共につくる文化芸術の情報発信を進めます。SNSの活用に加え、地元高校生等と市が文化芸術の広報企画や発信を連携して行うことで、若い世代の反応をより意識した「豊岡アートフレンズ」の取組み、口コミ等が相乗効果となり、強いネットワークを持つ情報発信が期待できます。

■具体的施策例

整理番号	施策・事業名	担当課
1	豊岡アートシーズン共通広報	文化・スポーツ振興課
2	高校生等参加型の文化芸術情報の発信	文化・スポーツ振興課
3	市広報に文化芸術イベントのプラットフォームの構築	文化・スポーツ振興課 大交流課 生涯学習課 秘書広報課



『がっせえアート展』会場風景

3 文化芸術による交流が盛んになり、豊岡の魅力が高まっている

(1) 文化芸術による交流を通して、文化芸術に携わる人が増えている

文化芸術を支える人材育成の推進

優れた文化芸術の企画及び効果的な情報発信には、それを支える人材の育成が不可欠です。文化芸術に関わる特に若い世代の人材育成を進めます。また、芸術文化観光専門職大学との連携により、文化芸術及び観光の全体に関わる専門人材（コーディネーター）となり得る人材の確保・育成に努めます。

■具体的施策例

整理番号	施策・事業名	担当課
1	芸術文化観光専門職大学との連携	大交流課
2	舞台技術者養成講座等（市民プラザ自主事業）	生涯学習課

(2) 文化芸術による交流を通して、多様性を受け入れ、支え合う気風がまちに満ちている

文化芸術による多様性を受け入れ、支え合う気風の醸成

文化芸術の交流を通じて、アーティスト、クリエイター、外国人、障がいのある方など、多様な人たちがお互いを尊重し、受け入れ、支え合うリベラルな気風の醸成に努めます。

また、障がいのある人たちも不自由を感じずに文化芸術の鑑賞や体験ができるよう環境や機会の充実を図ります。

■具体的施策例

整理番号	施策・事業名	担当課
1	アーティスト・イン・レジデンス（地域交流プログラム）	大交流課
2	障がいのある人たちの文化芸術の創作の場、発表の場、鑑賞の場、講師・教室情報の提供	文化・スポーツ振興課 社会福祉課 生涯学習課

4 子どもたちが優れた文化芸術に触れ、豊岡で世界と出会っている

(1) 子どもたちが優れた文化芸術に身近に触れている

優れた文化芸術の鑑賞機会の充実

子どもたちが、豊岡でしか体験できない文化芸術事業を通して、豊かな感性を育むとともに、このような体験ができるふるさとを誇りに思い、愛着を感じることができるよう、鑑賞機会の充実に努めます。

また、子どもと保護者が一緒に鑑賞・体験できるプログラムを充実させることで、家族のつながりの強化と豊岡に暮らすことの価値向上を図ります。

■具体的施策例

整理番号	施策・事業名	担当課
1	子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭（おんぷの祭典）	生涯学習課
2	おでかけ訪問コンサート	文化・スポーツ振興課
3	世界的なアーティストによるワークショップ	大交流課
4	アーティスト・イン・レジデンス鑑賞機会の充実	大交流課
5	出石永楽館狂言鑑賞教室	文化・スポーツ振興課
6	子ども参加型演劇などの学校公演	文化・スポーツ振興課
7	アウトリーチによるレクチャー授業・鑑賞機会の充実	文化・スポーツ振興課
8	市民プラザ自主事業（劇の学校事業など）	生涯学習課



『おんぷの祭典』学校訪問コンサート（小坂小学校, 2022）

(2) 豊かな表現力を身に付けた子どもたちが増えている

体験型文化芸術事業の鑑賞機会の充実

子どもたちにとって、文化芸術とりわけ体験型の事業を鑑賞することは、感受性や表現力を育むとともに、「合意形成能力」「協働性」「多様性への理解」を深めることにつながります。

豊岡市では、「ふるさと教育」「英語教育」「コミュニケーション教育」を教育の柱として次世代育成を推進しています。「コミュニケーション教育」では、演劇的手法を用いて、性別や年代を超えて対等な関係の中で自分を主張し、他者を理解できる基礎的なコミュニケーション能力の育成に取り組んでいます。

第4次とよおか教育プランに基づき、教育委員会と連携しながら「コミュニケーション教育」の推進に資する体験型文化芸術事業の鑑賞機会充実に努めます。

■具体的施策例

整理番号	施策・事業名	担当課
1	コミュニケーション教育の推進	こども教育課
2	おでかけ訪問コンサート（代表例）	文化・スポーツ振興課

豊岡市コミュニケーション教育推進事業について

1 目的

性別や年代を超えて、対等な関係の中で自分を主張し、他者を理解できる基礎的なコミュニケーション能力の育成を図る。

※ 子どもたちに、国際化社会に対応したグローバルコミュニケーションスキルを獲得させることを目指す。

※ 地域の人と人とのつながりの力を長期的に育てていく（究極の人口減少対策であり、地方創生の目玉という性格）。

※ 国際的なアーティストの本物の作品や練習現場に恒常的に触れることによって、豊岡に育つ子どもたちに、このまちに生きることの自信と誇りを持たせ、国際的な感性を育てる。

2 内容及び方法

(1) 「遊び」や「祭り」の機能を積極的に授業や学校運営に取り入れ、自然な形で、生徒たちのコミュニケーション能力を引き出すプログラムで行う。

(2) 演劇的手法を取り入れたワークショップ型、双方向型のアクティブラーニングを用いて、児童生徒の学習意欲、自尊感情を向上させる総合的な取組を目指す。

2023年度組織改編について

2023年度に、市民によりわかりやすい組織とすることを目的に、大規模な組織改編が行われます（大交流課、生涯学習課等は他課と再編）。本計画は、2022年度の担当課で記載をしています。

第2節 長期的な視野からの文化芸術の推進について

市民が主体となる文化芸術の鑑賞、創造及び交流活動については、その自主性を尊重していきます。自立的、主体的に文化芸術に関わる経験を積むことは、人間の潜在的な資質を伸ばし、主体性や自己決定力が高まることにつながります。

また、文化芸術の推進は、豊かな感性を育み、多様な人々との対話を通じて共感を育みながら、違いを乗り越えていく習慣が根付くなど、心豊かな活力ある社会の形成にもつながっていきます。

本計画は、今後5年間の戦略目的である《文化芸術による「小さな世界都市」の実現》を目指し、最も有効と考えられる具体的施策に重点を置いて取組むものとします。市民が世界レベルのアーティストと文化芸術を通じた交流をすることにより、市民が主体となる創作活動にも新たな試みが加わる効果も期待されます。

第1期計画を基にこれまで行ってきた文化芸術振興施策を踏まえつつ、市民との関わりをより深めた事業を展開し、市民文化の向上も含めた中・長期的なまちづくりの視点に立って推進していきます。



ノイマルクト劇場&市原佐都子/Q『Madama Butterfly』リーディング会(2021)

第5章 文化芸術振興の推進

第1節 各主体の役割

市民、各種団体、行政は、自主的に、かつ相互に協力して、文化芸術振興に取り組むものとします。

市民 市民は文化芸術の主たる「享受者」にして「提供者」であるため、鑑賞・創作・企画・運営など積極的な文化芸術活動を展開する役割が期待されます。

各種団体 各種団体には、地域社会の一員として、自主的に文化芸術活動を展開するとともに、市民の文化芸術活動を支援する役割が期待されます。

行政 行政は、市民と行政の参画と協働の仕組みづくりを推進するとともに、市民が「豊岡に暮らしてよかった」と実感できるよう、文化芸術施策の推進に努めます。

その他の主体

その他の主体については、それぞれの特性踏まえた関わり方が考えられます。

たとえば、商店街、地場産業、まちづくり団体、観光協会、福祉施設、社寺、祭りやイベントの主催者などが考えられ、事業に応じて連携を図っていきます。



地域おこし協力隊による、出石地域に伝わる民話を元に創作された児童劇

第2節 計画の推進体制

本市は2005年に豊岡市・城崎町・竹野町・日高町・出石町・但東町の1市5町の合併により誕生しました。兵庫県で最も広い面積の自治体であり、その広大な地域それぞれに、固有の歴史や伝統文化が存在します。こうした「個性」を大切にしつつ、関係部局や施設間連携を強めることにより、まちが一体となった本計画に基づく施策の推進に努めます。

【今後の展開】

2021年4月、芸術文化観光専門職大学が開学しました。今後、卒業生が豊岡に暮らすということは、多くの文化芸術の専門人材がまちの中にいる状況を意味します。

それら専門人材の活動を通じて、市民との交流機会が創出され、さまざまな企画の立案や調整、運営を行うリーダーや新たな地域支援の形が生まれるなど、まちの活力が高まることが期待できます。

文化施設は、単に文化芸術を創造したり発信する場としてだけではなく、人々を結びつけ、ネットワークを形成する拠点としての役割を持ちます。2026年に開館する新文化会館が、市民と専門人材をはじめとする人々の交流拠点となるよう、本計画に基づく施策を着実に推進し、文化芸術の振興に努めます。



芸術文化観光専門職大学の学生サークル『なまおと』による演奏
(『とよおかアート縁日2022』)

参 考 资 料

① 文化財

■指定等文化財の件数

種 別 等				国	県	市	計	
指 定 文 化 財	有形文化財	建造物	建造物	6	6	43	55	
			計	6	6	43	55	
		美術工芸品		絵画	1	6	21	28
				彫刻	4	13	31	48
				工芸品	1	1	18	20
				書籍・典籍	0	1	33	34
				古文書	0	0	8	8
				考古資料	0	6	15	21
				歴史資料	0	1	3	4
				計	6	28	129	163
	無形文化財		無形文化財保持者	0	0	1	1	
			計	0	0	1	1	
	民俗文化財		有形民俗	0	1	7	8	
			無形民俗	0	2	9	11	
			計	0	3	16	19	
	記念物	史跡名勝 天然記念物	史跡	2	6	30	38	
			名勝	1	3	8	12	
			天然記念物	2	11	20	33	
			// (地域を定めず)	7	0	0	7	
			特別天然記念物	0	0	0	0	
			// (地域を定めず)	2	0	0	2	
			計	14	20	58	92	
	小 計			26	57	247	330	
伝統的建造物群		重要伝統的建造物群保存地区	1	0	0	1		
		計	1	0	0	1		
有形文化財	建造物	建造物	21	1	0	22		
		計	21	1	0	22		
合 計				48	58	247	353	

(2022年5月1日現在)

② 文化施設の再編の方向性

(「豊岡市公共施設再編計画」(2016)・「豊岡市公共施設個別施設計画」(2020)から抜粋)

■ホール機能を持つ文化施設

施設名称等	建築年	耐震性	方向性	内 容
豊岡市民会館	1971	改修済	継続	○安全・安心の確保しつつ、機能を含めて維持する ○新文化会館整備後、施設は廃止する
城崎国際アートセンター	1983	新耐震	継続	○機能を含めて維持する
但東市民センター	1994	新耐震	転用	○ホールとして使用するのではなく集会場等として使用する

■博物館・資料館

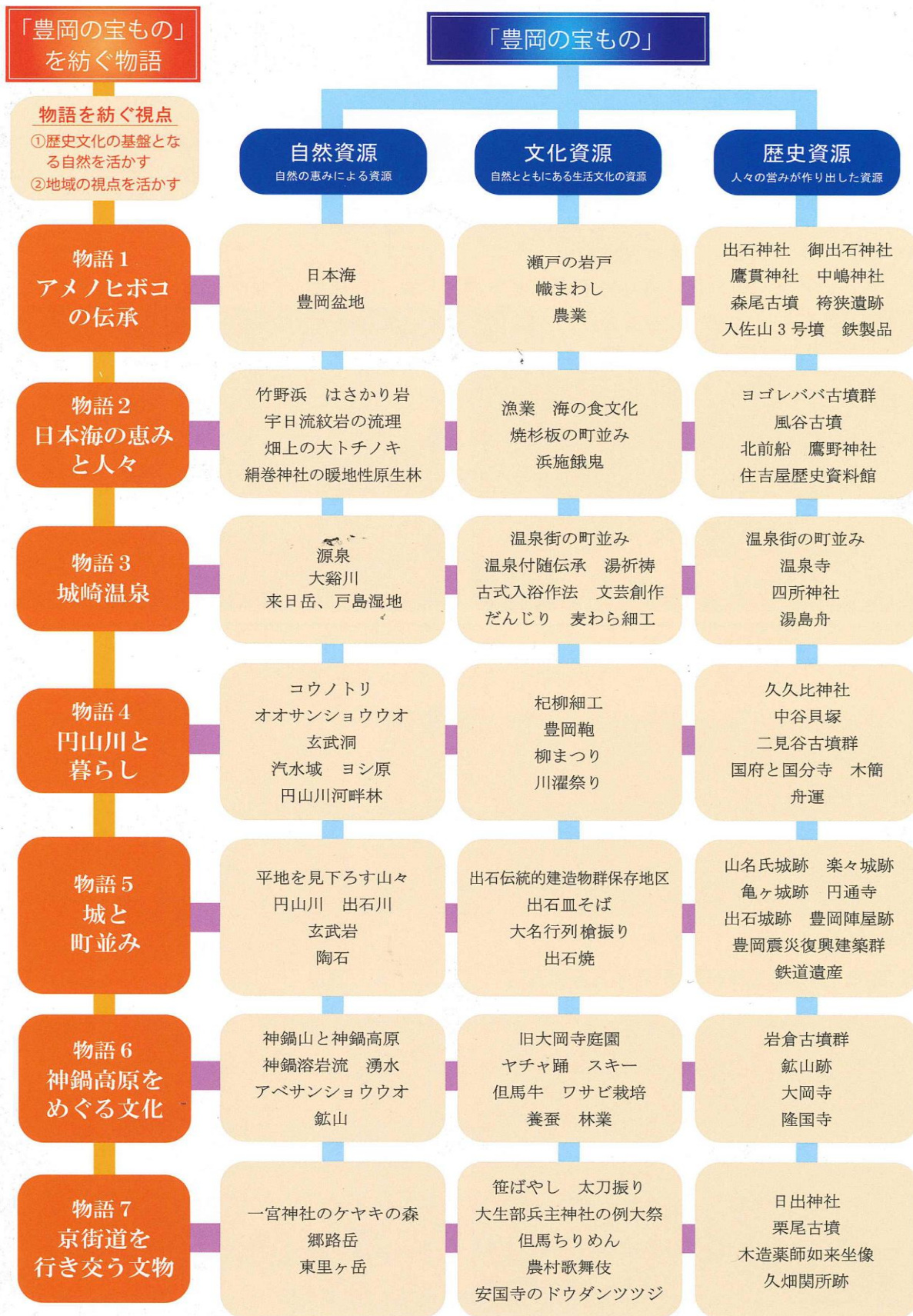
施設名称等	建築年	耐震性	方向性	内 容
出土文化財管理センター	1995	新耐震	継続	○歴史博物館「但馬国府・国分寺館」の保管機能を集約し、保管資料を当該施設の展示に供する
城崎文芸館	1996	新耐震	検討	○展示機能の集約や統廃合、他の施設との複合化など、施設のあり方を検討する ○使用不能と判断した段階で建物は廃止し、他の施設への機能移転を検討する
城崎麦わら細工伝承館	1921	未改修	検討	
住吉屋歴史資料館	2001	新耐震	検討	
植村直己冒険館	1994	新耐震	検討	○PFI事業制度を活用した民間事業者による運営・維持管理
歴史博物館「但馬国府・国分寺館」	2005	新耐震	検討	○展示機能の集約や統廃合、他の施設との複合化など、施設のあり方を検討する ○使用不能と判断した段階で建物は廃止し、他の施設への機能移転を検討する
美術館「伊藤清永記念館」	1989	新耐震	検討	
日本・モンゴル民族博物館	1996	新耐震	検討	

※出石永楽館、出石加藤弘之生家、出石家老屋敷、出石史料館、出石明治館は文化財であるため、豊岡市公共施設再編計画の対象外としています。

※「使用不能と判断した段階」とは、躯体が劣化し、大規模改修や建て替えを行わないと安全に使用できなくなるため、存続の判断を必要とする状態のことを言います。

※住吉屋歴史資料館は2021年4月に改称し「竹野川湊館」となりました。

③ 豊岡の宝もの（「豊岡市歴史文化基本構想」（2016）より）



2 「豊岡の宝もの」を紡ぐ7つの物語と各資源の代表例

④ 計画策定経過

■豊岡市文化芸術振興計画策定委員会 庁内検討部会 委員名簿

所 属 名	氏 名	役職名
総務部 ジェンダーギャップ対策室	手塚 淳志	主 任
地域コミュニティ振興部 生涯学習課	竹内 有子	係 長
地域コミュニティ振興部 文化・スポーツ振興課	西谷 昭彦	主 任
環境経済部 環境経済課	沖中 正孝	係 長
環境経済部 大交流課	木村 允彦	係 長
城崎振興局 地域振興課	高田 晴彦	係 長
竹野振興局 地域振興課	松山 圭希	主 任
日高振興局 地域振興課	谷垣 公洋	係 長
出石振興局 地域振興課	吉田 圭介	主 査
但東振興局 地域振興課	稲葉 昌大	主 任
教育委員会 こども教育課	中井 邦博	主 幹

■アドバイザー

氏 名	役 職 等	備 考
藤 野 一 夫	芸術文化観光専門職大学副学長	第1期計画策定委員長

※敬称略

■豊岡市文化芸術振興計画策定庁内検討部会 審議経過

会 議	日 程	報告・審議内容等
第1回 庁内検討部会	2022年10月6日	・第2期計画の概要について ・策定スケジュール確認 ・意見交換
第2回 庁内検討部会	2022年12月2日	・第1次修正案に対する検討
第3回 庁内検討部会	2023年3月30日	・最終案に対する検討及び確認

⑤ 「豊岡演劇祭2022」開催結果

1 概要

【期間】
2022年9月15日(木)～25日(日) ※11日間

【主催】
豊岡演劇祭実行委員会

【参加団体/プログラム数】

公式プログラム	17団体/18プログラム	※うち1プログラムが台風により中止
フリンジプログラム	60団体/61プログラム	
連携プログラム	18プログラム	計97プログラム ※うち1プログラムが台風により中止

【パートナー】
日本航空株式会社/全但バス株式会社/西日本旅客鉄道株式会社福知山支社/
scheme verge株式会社/山陰海岸ジオパーク推進協議会/城崎温泉旅館協同組合/
一般社団法人豊岡アートアクション/株式会社アトリエムス

【来場者数 (のべ人数)】

公式プログラム	4,980人	
フリンジプログラム	8,399人	
連携プログラム	4,871人	計18,250人

2

2 観光消費額と経済波及効果推計

【観光消費額内訳】
約80,555千円

項目	割合
観客チケット代	23%
来場者宿泊代	23%
来場者お土産代	9%
来場者食事代	7%
関係者お土産代	2%
関係者その他・不明	4%

来場者 n=2259
関係者(豊岡アーティストスタッフ) n=472

【観光消費額と経済波及効果】

項目	金額
観光消費額	80,555
経済波及効果	136,944

※経済波及係数 乗数=1.70 (豊岡市大空港ビジョンより)

3

⑥ 新文化会館の概要

1 本プロジェクトの経緯（新文化会館の必要性）
2018年の検討

【豊岡市民会館】
1971(昭和46)年開館（47年経過）



【出石文化会館】
1994(平成6)年開館（24年経過）



それぞれの施設に対し、老朽化調査を実施（2017年・2018年）

2018年6月議会 新文化会館整備にかかる予算 可決



2 これまでの経過

	2018年度 <small>（平成30年度）</small>	2019年度 <small>（令和元年度）</small>	2020年度 <small>（令和2年度）</small>	2021年度 <small>（令和3年度）</small>	2022年度 <small>（令和4年度）</small>
基本構想		<ul style="list-style-type: none"> ・新文化会館に必要な規模、考え方など ・どのような施設を目指すか（基本理念など） 			
基本計画		<ul style="list-style-type: none"> ・建設地 ・各諸室の構成や規模（例：大ホール600席～800席）など 			
基本設計	<ul style="list-style-type: none"> ・施設配置、駐車場の位置 ・各諸室の仕様や規模 （例：大ホール約780席）など 				
実施設計		<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計の内容をより詳細に検討し、 工事に着工できる図面等を作成 			

3 新文化会館の基本理念

2018年度 基本構想で設定

基本理念と5つのキーワード

人・地域・世代 を繋ぐ 文化芸術交流拠点



TOYOOKA
Look & Global City

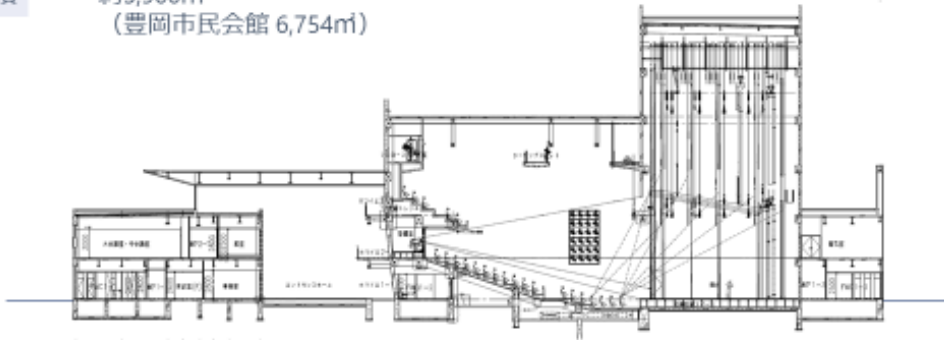
4 建設地の概要

所在地	兵庫県豊岡市大磯町
都市計画区域	都市計画区域（都市計画公園 中央公園）
防火区域	指定なし
その他の区域	22条適用区域、多雪区域（1.5m）
道路幅員	8 m
敷地面積	約9,500㎡
用途地域	第一種住居地域、第二種住居地域 （近隣商業地域に変更予定）



5 建築の概要

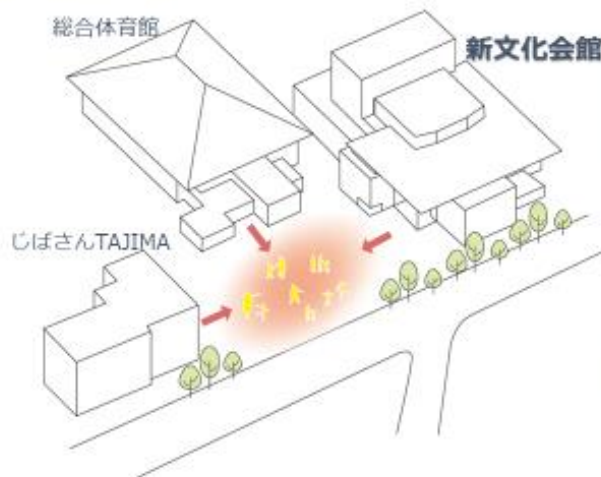
主要用途	劇場	建物高さ	28.7m
工事種別	新築	階数	3階
建築面積	約3,750㎡	主要構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造
延床面積	約5,900㎡ (豊岡市民会館 6,754㎡)		



6 施設計画

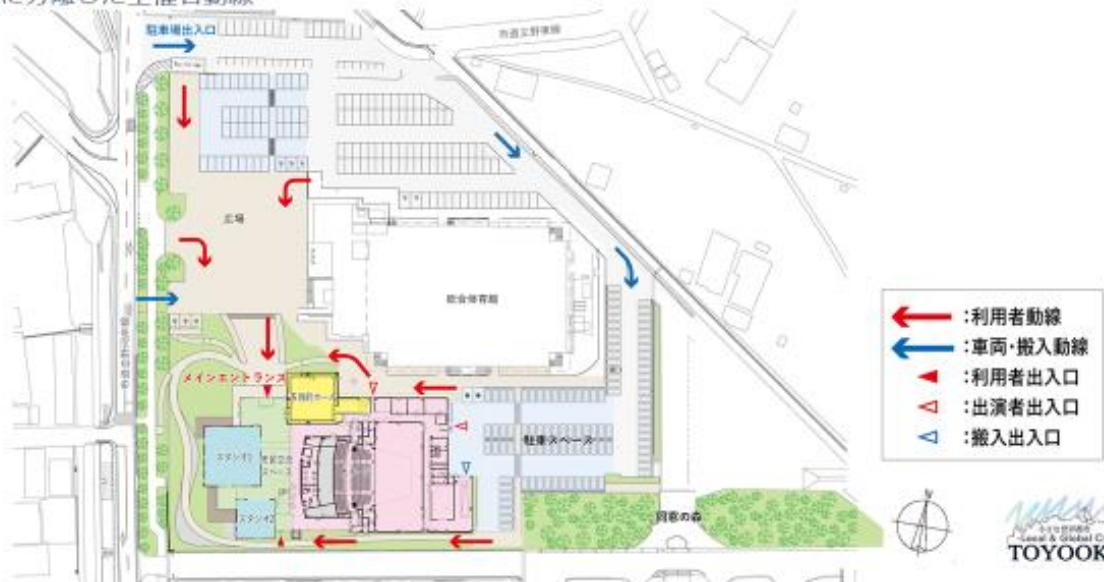
周辺施設をつなぐシンボルとなり、エリアの魅力を高める

新文化会館・総合体育館・じばさんTAJIMAの3つの施設が広場を中心とした連携がしやすい計画



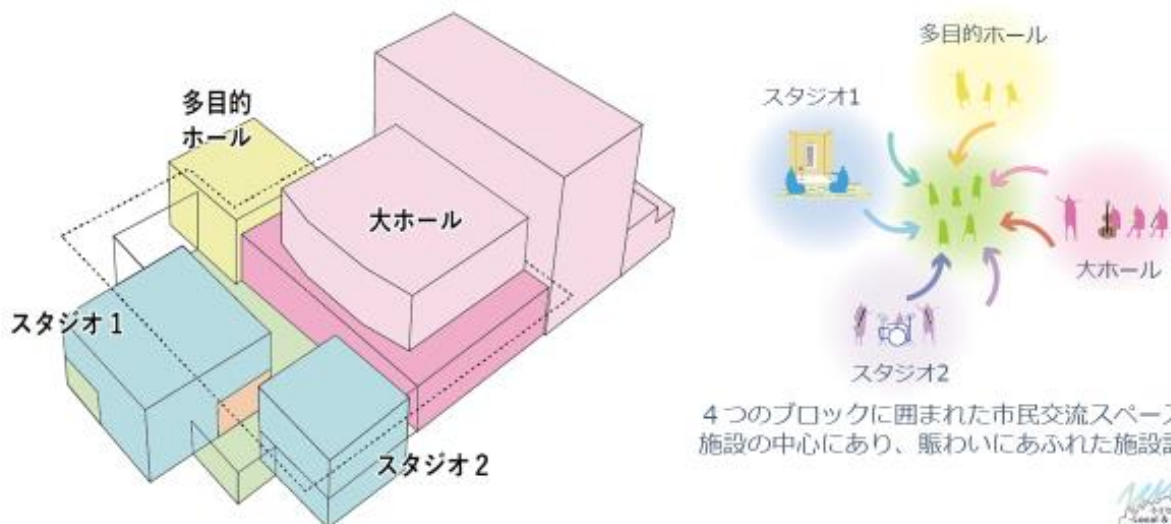
わかりやすく安全な動線計画

- ・わかりやすい一般利用者動線
- ・明確に分離した主催者動線

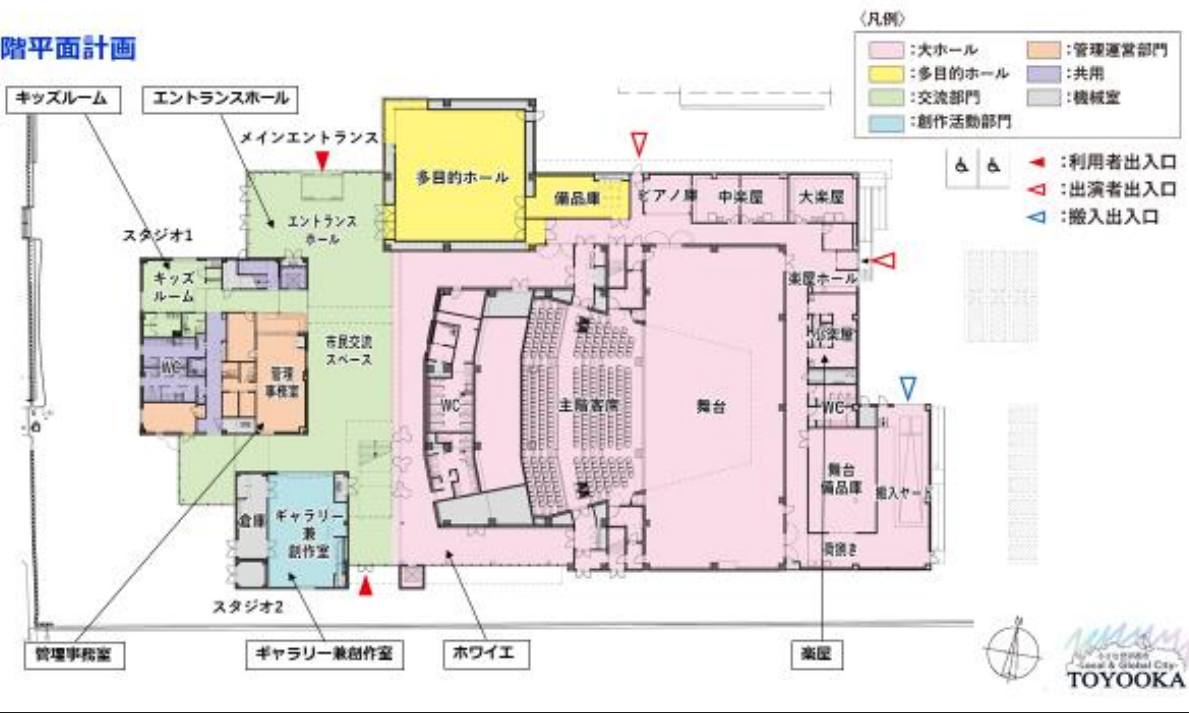


4つのブロックと大屋根によるシンプルな構成

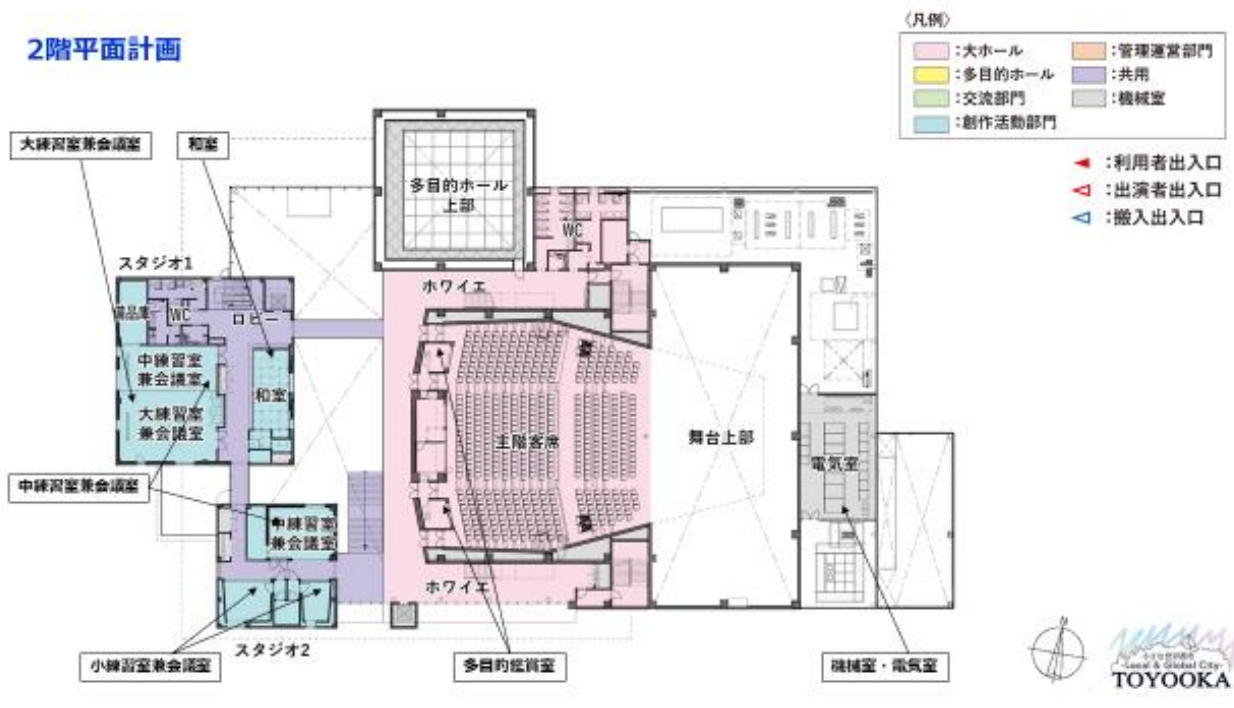
大屋根が、練習室や創作ギャラリーが入る2つのブロックと、それに多目的ホール、大ホールを加えた4つのブロックに支えられたシンプルな構成



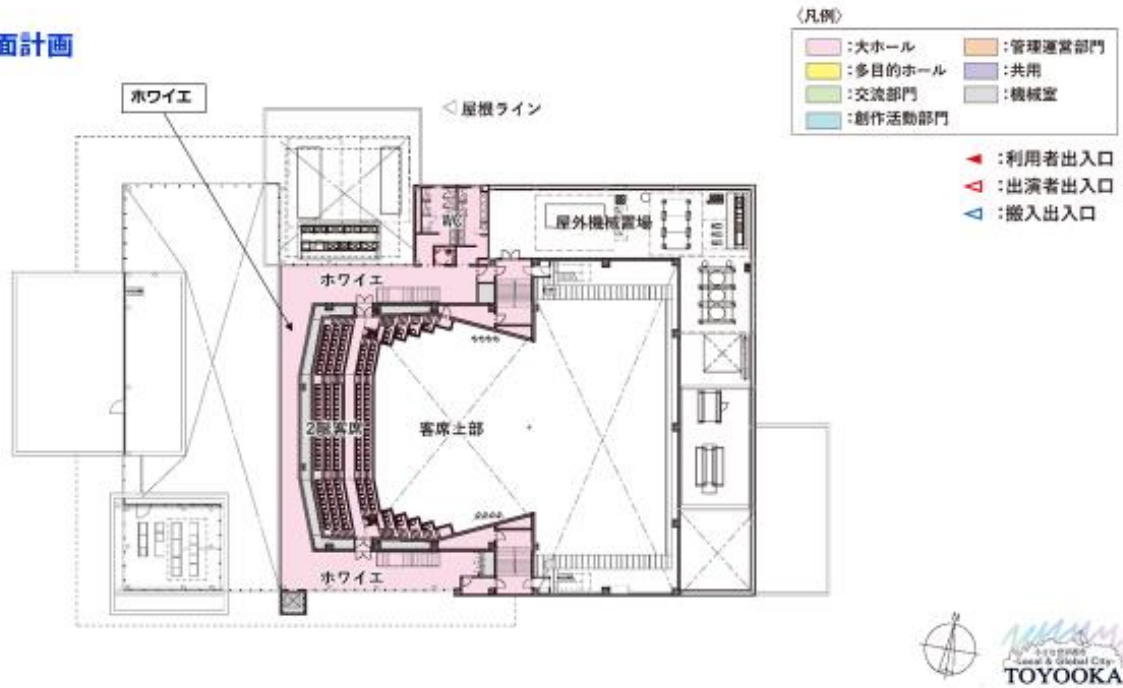
1階平面計画



2階平面計画



3階平面計画



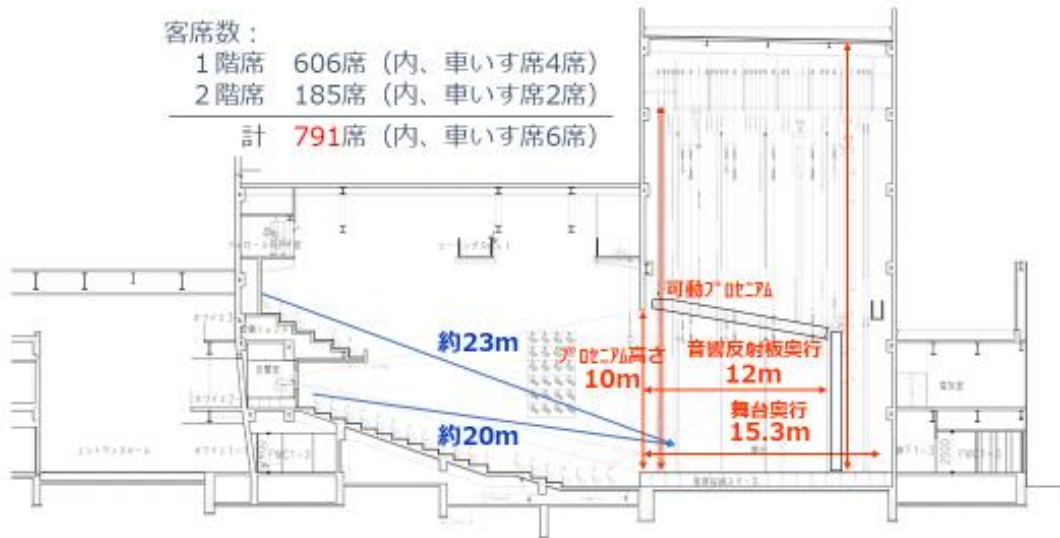
各室構成表

諸室について			
大ホール	791席	<ul style="list-style-type: none"> 音楽をベースに様々な舞台芸術に対応し、舞台と客席に一体感がある多機能ホール 舞台はプロセニウム形式で客席は2層式 県産木材を積極的に利用した暖かみのある空間と全ての人に優しいホール 	
多目的ホール	約260㎡	<ul style="list-style-type: none"> 会議利用で約150人収容の防振遮音構造 大ホール主舞台と同程度の広さとし、リハーサルや練習の他、発表会や展示会、会議に利用 様々な用途に対応できる利便性の高い平土間ホール 	
市民交流スペース	-	<ul style="list-style-type: none"> 小規模イベントや美術作品の展示等を行うギャラリーとしての利用も可能な空間 中高生をはじめ市民が気軽に訪れ、交流や憩いの場となり、賑わいを創出するスペース 	
スタジオ1	和室	約 45㎡	<ul style="list-style-type: none"> 8畳×2室とし、茶道や日本舞踊の練習に対応 災害時は要援護者スペースとしての機能を想定
	大練習室兼会議室	約 80㎡	<ul style="list-style-type: none"> 会議利用で約70名収容 移動間仕切りにより中練習室として一体的な利用が可能
	中練習室兼会議室-1	約 50㎡	<ul style="list-style-type: none"> 会議利用で約40名収容 鏡を設置し、バレエやダンスの練習等に対応
	キッズルーム	約 45㎡	<ul style="list-style-type: none"> イベント時には託児スペースとして利用 授乳室や子どもトイレを併設し、前面芝生広場と一体的な利用が可能
スタジオ2	ギャラリー兼創作室	約100㎡	<ul style="list-style-type: none"> 天井高を3mとり、可動展示パネルを設置し大きな作品も展示可能 絵画や工作、舞台道具の作製等も可能
	中練習室兼会議室-2	約 40㎡	<ul style="list-style-type: none"> 会議利用で約30名収容 防振遮音構造とし、多目的用途に利用
	小練習室兼会議室 (-1、-2)	約 30㎡ 約 20㎡	<ul style="list-style-type: none"> 防振遮音構造とし、楽器練習等に対応

大ホール

音楽をベースに様々な舞台芸術に対応する多目的ホールとし、一体感を高める客席計画

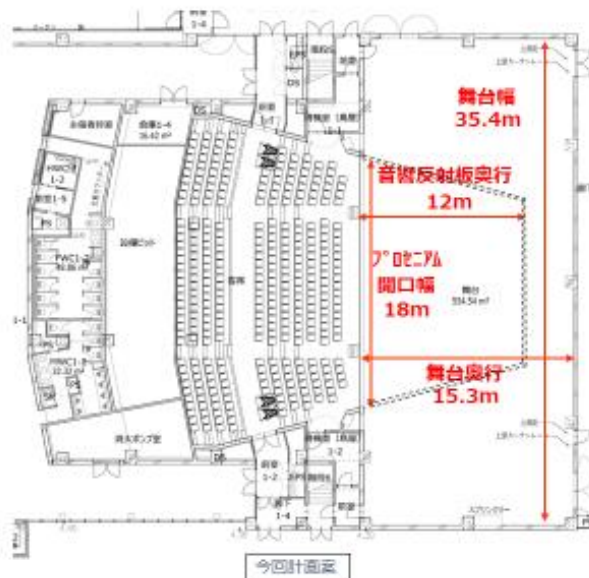
客席数：
 1階席 606席（内、車いす席4席）
 2階席 185席（内、車いす席2席）
 計 791席（内、車いす席6席）



TOYOOKA

大ホール

舞台の寸法



現豊岡市民会館 (Current Toyooka City Hall)

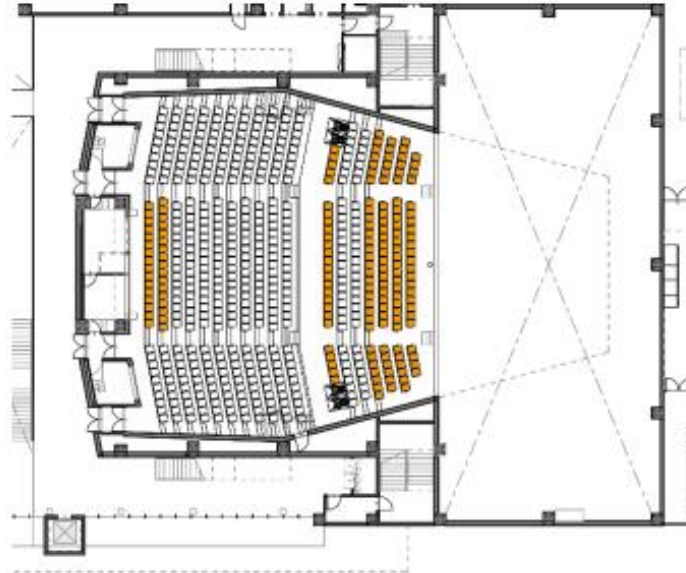
TOYOOKA

大ホール

移動可能（背倒れ含む）な客席範囲

【移動目的】

- ・前舞台
- ・調整卓
- ・車いす席（1列）

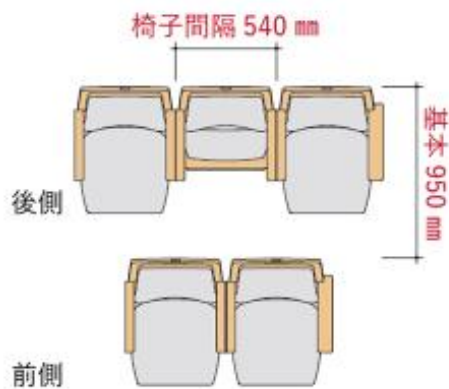


TOYOOKA
Toyooka
Love & Global City

大ホール

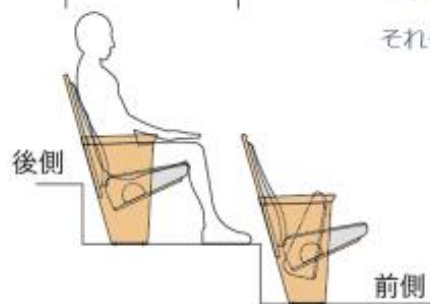
ゆとりある客席

■平面図
千鳥配置



■断面図

椅子の前後間隔 基本 950 mm



椅子間隔：540mm
(現市民会館：490mm)

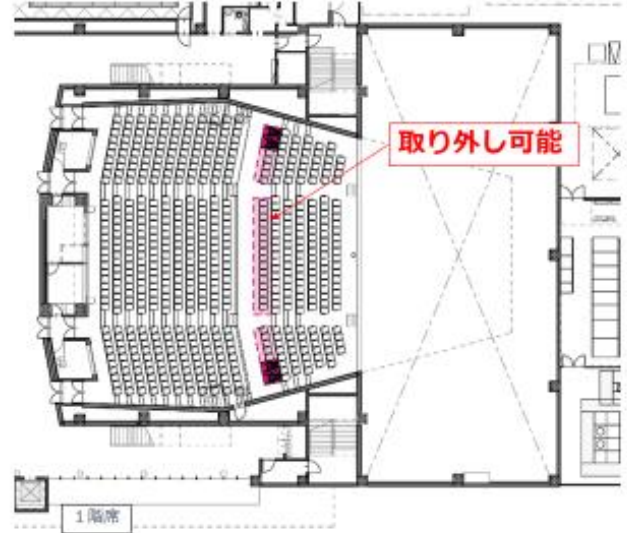
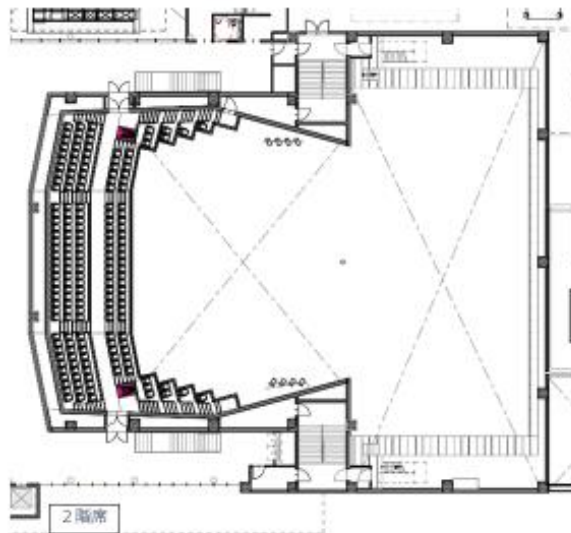
前後間隔：950mm
(現市民会館：900mm)

それぞれ50mmずつ拡張

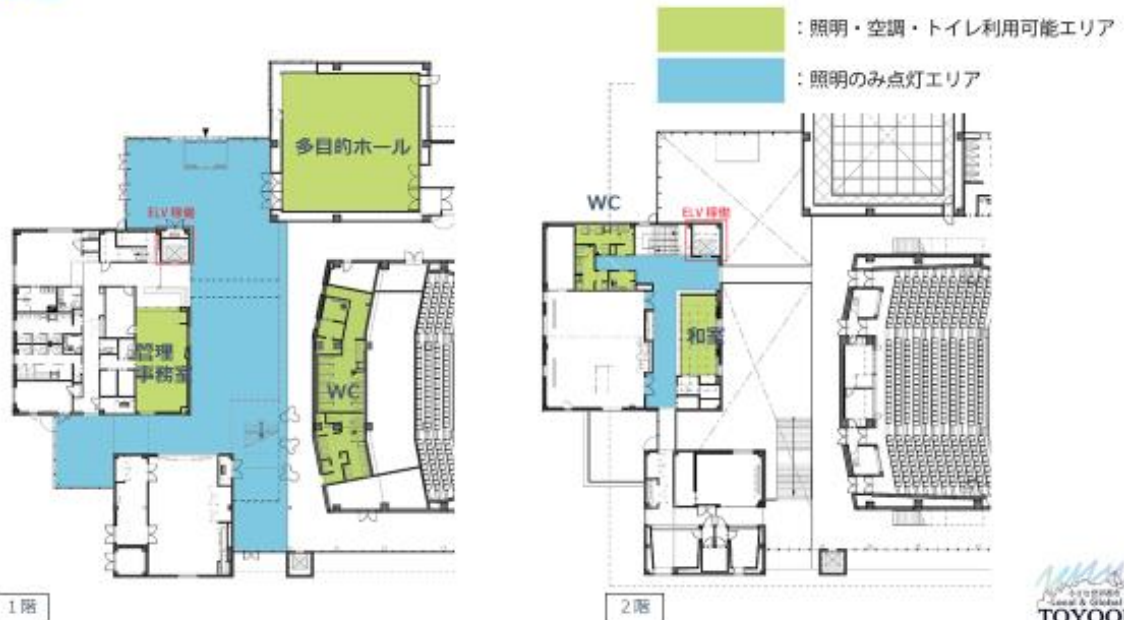
TOYOOKA
Toyooka
Love & Global City

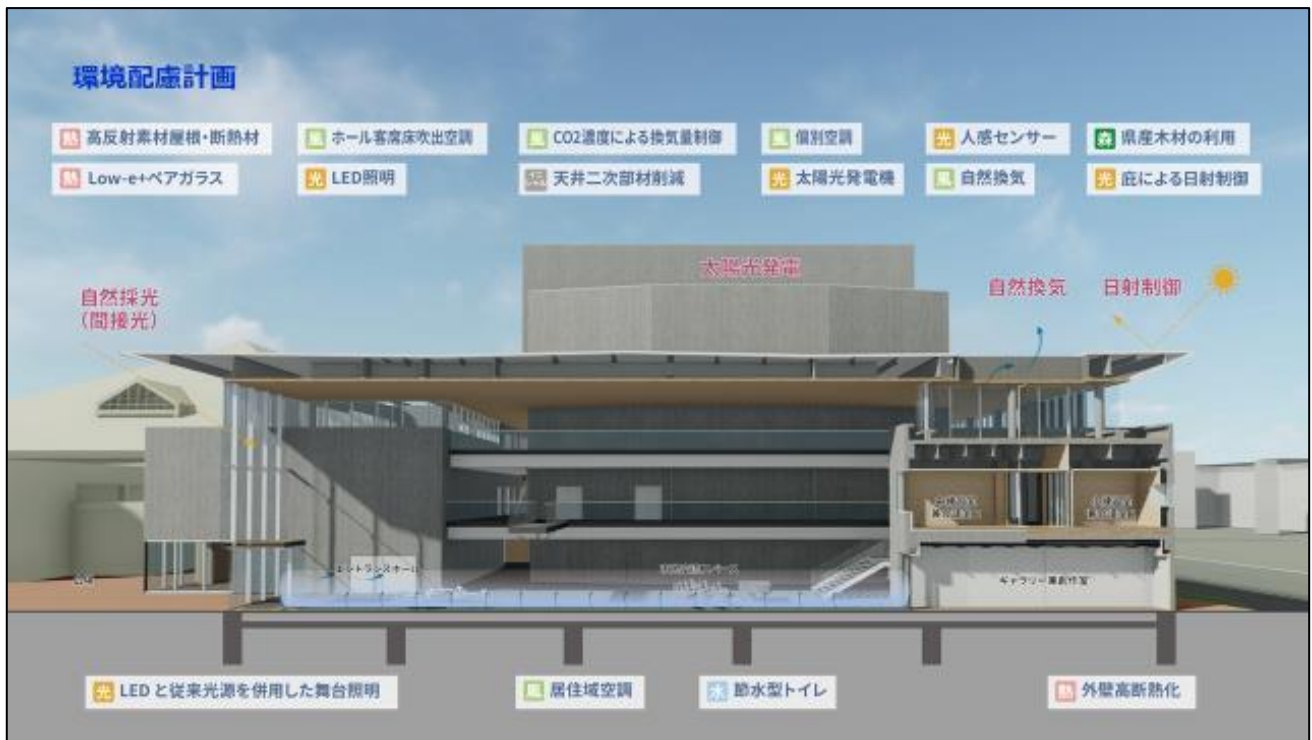
バリアフリーへの配慮

車いす席の設定 1階席 4席 (中通路前一行をすべて車いす席にすることも可能)
2階席 2席



防災計画





6 事業計画

		2021年度 (令和3年)	2022年度 (令和4年)	2023年度 (令和5年)	2024年度 (令和6年)	2025年度 (令和7年)	2026年度 (令和8年)	2027年度 (令和9年)
新文化会館	設計・工事							
	・実施設計		■					
	・整備工事			■	■	■		
	管理運営						■	
	・管理運営計画			■	■	■		
	・備品選定・購入				■	■		
	・開館準備					■		
・開館イベント						■		
市民会館	設計・工事							
	・実施設計					■		
	・解体工事						■	
	・外構(舗装)工事							■
	管理運営							
・閉館イベント					■			

注：2026年度(令和8年)に「開館」のイベントが実施される。

⑦ 法律

■文化芸術基本法

平成13年12月7日法律第148号
改正 平成29年6月23日法律第73号

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化

芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第5条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第5条の2 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第5条の3 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第6条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第7条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第36条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

（地方文化芸術推進基本計画）

第7条の2 都道府県及び市（特別区を含む。第37条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第37条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、

あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第3章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第8条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第9条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第11条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第12条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第13条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第14条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第15条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第16条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第17条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学

その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第18条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第19条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第20条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第21条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第22条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第23条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第24条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第25条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第26条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第27条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第28条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第29条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第29条の2 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第30条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第31条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第32条 国は、第8条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携を図られるよう配慮しなければならない。

(顕彰)

第33条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第34条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第35条 地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第4章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第36条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第37条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則 (平成13年12月7日法律第148号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成29年6月23日法律第73号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。(以下略)

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第2条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

⑧ 平成28年度文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）被表彰都市の決定について

（※文化庁報道発表より抜粋）

表彰の概要

文化芸術が持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に領域横断的に活用し、地域の特色を生かした文化芸術活動や社会課題の解決に、行政と住民との協働、行政と企業や大学との協力等により取り組み、特に顕著な成果をあげている市区町村に対し、文化庁長官が表彰する（平成19年度より実施）。

文化芸術創造都市への代表的な取組

少子高齢化による人口減少や、合併後の文化的アイデンティティの形成という課題を有しているが、ローカルで固有な文化資源を再発見し、文化芸術を媒介とすることにより、新たな文化の創造・発信を図り、「小さな世界都市」を目標とした文化政策を展開している。

文化芸術による地方創生の戦略的拠点として、平成26年4月には「城崎国際アートセンター」を開設し、同施設や豊岡市民プラザ、出石永楽館なども活用しながら「豊岡アートシーズン」、「豊岡エキシビション」をはじめとする地域の個性を輝かせることを目指した事業を広く展開している。また、演劇的な手法を取り入れたワークショップ型、双方向型のアクティブラーニングを用いたコミュニケーション教育を推進している。

●城崎国際アートセンター

平成26年にオープンした舞台芸術を中心とした「アーティスト・イン・レジデンス」の拠点施設で、城崎温泉街に位置する。1つのホール、6つのスタジオ、22名が滞在可能なレジデンスで構成され、公募を経て選考された世界中のアーティストやカンパニーが滞在制作を行う。

滞在期間中には無料の地域交流プログラムを実施し、市民との交流を図る。

豊岡市の未来を担う子供たちが、制作過程も含めて世界の最先端のアートに触れ、豊かな想像力を育み、「小さな世界都市」を創造する主体となることを目指している。

●出石永楽館の再生

平成17年に合併した旧出石町にある近畿最古の芝居小屋であり、明治34年の開設時から歌舞伎、新派劇、寄席等を上演し、但馬地域の 대중文化の中心として人々の娯楽の場ともなっていた。昭和39年にいったん閉鎖したが、住民による復原運動が展開され、平成20年に市による大改修が完了した。これにより、舞台機構が最も充実していた大正期の姿に復原され、多くの住民が伝統芸能や芸術文化に親しんでいる。

出石城下町地区は市の景観形成重点地区（63.2ha）に指定されており、その中心部（23.1ha）は平成19年に国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、行政・住民・関係団体が一体となって、歴史ある城下町を活かしたまちづくりに取り組んでいる。

●豊岡アートシーズン2016

平成28年に、市内の様々な文化・観光資源を通じて豊岡の魅力を再発見することを目的として始められたアートフェスティバル。

7月から11月までの期間中は、市内の文化施設において、ダンス、演劇、コンサート、展覧会など多様なプログラムが展開され、訪れる人々に豊岡が誇る文化芸術との出会いを促す取組となった。